

安全データシート
[混合物用 (塗料用)]

作成日 ・ 改定日 2024年11月18日

1. 製品および会社情報

品名	Boost RUBBER CLEANER		
会社名	株式会社フェニックス		
住所	〒891-0105 鹿児島県鹿児島市中山町1375-3		
担当部門	技術部		
電話番号	099-204-4503	FAX番号	099-204-4504
緊急連絡先	099-204-4503	電子メール	*****
製品の種類	うすめ液、その他		
主な用途	木工用		
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと		

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理学的危険性	引火性液体	区分3
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／目刺激性	区分2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(中枢神経系)
	誤えん有害性	区分1

※記載に無い項目は区分に該当しない(分類対象外)か、もしくは分類できない

【GHSラベル要素】

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性液体および蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
臓器の障害のおそれ(中枢神経系)
飲み込んで気道に進入すると生命に危険のおそれ

【注意書き】

＜安全対策＞

- ・熱/火花/裸火/高温のものなどのような着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースをすること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・取り扱い後はよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

＜応急措置＞

- ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
- ・皮膚等に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
刺激や痛みがある場合、医師の診断を受けること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・(指定する適切な洗浄剤がある場合)特別な処置が必要である。
- ・火災の場合には、消火に製造者／供給者または所轄官庁が指定する適当な手段を使用すること。

<保管>

- ・換気の良い涼しい場所で、施錠をして保管すること。

<廃棄>

- ・内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物

成分および含有量

成分名	CASNo.	含有量(%)
イソパラフィン	64742-48-9	80～85%
ノナン	111-84-2	10～15%

4. 応急措置

<目に入った場合>

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗うこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・出来るだけ速く医師の診断を受けること。

<皮膚に付着した場合>

- ・付着物を布にて素早く拭き取ること。
- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して、十分に洗い落とすこと。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には、医師の診断を受けること。

<飲み込んだ場合>

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

<適切な消火剤>

- ・炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、霧状強化液

<使ってはならない消火剤>

- ・水、棒状強化液を消火に用いてはならない。

<消火方法>

- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・水を消火に用いてはならない。
- ・適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用すること。
- ・安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。
- ・高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却すること。
- ・消火活動は風上より行うこと。

6. 漏出時の措置

<人体に対する注意事項、保護具および緊急措置>

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用すること。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。
- ・付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除くこと。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。
- ・屋内では換気をしっかり行うこと。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。

＜環境に対する注意事項＞

- ・河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意すること。

＜封じ込めおよび浄化の方法、機材＞

- ・漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をすること。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

＜取扱い上の注意＞

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓すること。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用すること。
- ・工具は火花防止型のものを使用すること。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用すること。
- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておくこと。

＜保管上の注意＞

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風の良いところに保管すること。
- ・漏れ、あふれ、飛散しないような必要な措置を講ずること。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管すること。
- ・子供の手の届かないところに保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

＜組成物質の管理濃度及び許容濃度＞

物質名	管理濃度	ACGIH(TLV)	IARC
イソパラフィン			
ノナン			

＜設備対策＞

- ・取扱い設備は防爆型を使用すること。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにすること。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

＜保護具＞

- ・呼吸器の保護具 作業を行う際は、適切な保護マスクを着用すること。
- ・手の保護具 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。
- ・目の保護具 取り扱いには保護メガネを着用すること。
- ・その他 静電塗装を行う場合には、通電靴や帯電防止服を着用すること。
- ・労働衛生保護具は日本産業規格を満たすものを使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

状態	液体
色	品名の色調に従う
臭気	製品の種類に従う
可燃性	情報なし
融点	情報なし
沸点	情報なし
蒸気圧	106
蒸気密度	情報なし
密度(比重)	0.75
pH値	情報なし

引火点	40℃
発火点	205℃
爆発限界	0.7%
分解温度	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	情報なし
n-オクタノール/水分配係数	情報なし
粒子特性	情報なし
その他	情報なし

10. 安定性及び反応性

避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	燃焼により、NO _x 、CO、その他の低分子モノマーなどのガスが発生する

11. 有害性情報

成分名	有害性項目	区分
イソパラフィン	急性毒性経口	分類できない
	急性毒性経皮	分類できない
	急性毒性吸入(ガス)	分類できない
	急性毒性吸入(蒸気)	分類できない
	急性毒性吸入(粉塵)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分3
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分に該当しない
	特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分に該当しない
	誤えん有害性	区分1
ノナン	急性毒性経口	分類できない
	急性毒性経皮	分類できない
	急性毒性吸入(ガス)	区分に該当しない
	急性毒性吸入(蒸気)	区分4
	急性毒性吸入(粉塵)	区分に該当しない
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2B
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分2 中枢神経系
	特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分に該当しない
	誤えん有害性	分類できない

＜製品に関する有害性情報＞

- ・急性の毒性がある。重大な急性又は慢性中毒の恐れがある。
- ・環境を経由して人の健康に影響を与える恐れのある物質を含有している。

12. 環境影響情報

成分名	有害性項目	区分
イソパラフィン	水生環境有害性短期(急性)	分類できない
	水生環境有害性長期(慢性)	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない
ノナン	水生環境有害性短期(急性)	区分1
	水生環境有害性長期(慢性)	区分1
	オゾン層への有害性	分類できない

残留性/分解性	混合物としてのデータがない
生物蓄積性	混合物としてのデータがない
土壌中の移動性	混合物としてのデータがない

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
- ・特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をすること。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する放棄に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」に従って処理をすること。

14. 輸送上の注意

国連番号	UN1263
国連輸送名	塗料または塗料関連物質 (PAINTorPAINTRELATEDMATERIAL)
国連分類	クラス3 (引火性液体)
容器等級	III

<輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策>

- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

<国内規制がある場合の規制情報>

指針番号 128

- ・陸上輸送
消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
荷送り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付すること。
- ・海上輸送
船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。
- ・航空輸送
航空法に定めるところに従うこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法	
危険物	引火性の物
有機溶剤中毒予防規則	非該当
通知対象物質	ノナン
表示対象物質	ノナン
鉛中毒予防規則	非該当
特定化学物質障害予防規則	非該当
がん原性物質	非該当
皮膚等障害化学物質等	非該当
化学物質排出把握管理促進法	非該当
毒物及び劇物取締法	非該当
消防法	第4類第二石油類 危険等級III
化審法	ノナン (I)
航空法	危険物 引火性液体
船舶安全法	危険物 引火性液体類
海洋汚染防止法	イソパラフィン (有害液体物質 Y類物質) ノナン (X)
悪臭防止法	非該当
特別管理産業廃棄物	非該当

16. その他の情報

<主な参考文献>

- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 公表データ
- ・社団法人日本塗料工業会 GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック[混合物用(塗料工)]
- ・社団法人日本塗料工業会 SDS用化学物質データベース(塗料用)
- ・溶剤ハンドブック

<注意事項>

本データシートは、作成時または改定時において入手できる最新の資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関してはいかなる保証をなすものではありません。

新たな情報を入手した場合は、予告なく追加・修正を行う場合があります。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には用途・用法および状況に適した安全対策を実施の上ご使用ください。すべての化学製品には未知の危険性・有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。